

我が国輸出管理の強化策について

1. 最近、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いており、極めて遺憾であるが、それらの事実関係については、いずれ司法により明らかになると考えている。
2. 他方、私は、輸出管理所管大臣として、このような状況にかんがみ、経営トップの輸出管理意識の向上をはじめ、外為法の遵守を徹底するため、次の項目を中心とした方策を講じることとする。
 - (1) 外為法の遵守状況についての調査を強化するため、抜き打ち的な立入検査を実施すること(当面100社)
 - (2) 企業における輸出管理意識を高めるため、私から約240の輸出関連団体の長に対し要請文を発出するとともに、各種説明会を拡充すること(約70回を目途)
 - (3) 貨物のみならず技術に関する輸出管理の徹底を図るため、大学等研究機関を所管する文部科学大臣あてに、私から制度周知等のための協力要請を行うとともに、47都道府県において、大学等を対象に説明会を開催すること
3. 今後とも、国際的な協調の下、輸出管理行政を強化し、懸念貨物等の不正な輸出がなされないよう、万全を期してまいりたい。

【本件に関する問い合わせ先】

貿易経済協力局貿易管理部 青木補佐、田上補佐、仙田係長

電話：03-3501-1511(内線3271)

03-3501-2800(直通)